

令和6年度瑞浪市議会報告会 開催要領（高校生）

1 議会報告会の趣旨

市民のためのまちづくりを実現するためには、二元代表制の一翼を担う議会は、その役割を適切に果たすことはもとより、市民に更に信頼される身近で開かれた存在となっていく必要がある。

瑞浪市議会では、議会基本条例第5条に規定したように、市政の諸問題に対処するため、市政全般にわたって、市民と議員が自由に情報及び意見を交換するため、議会報告会を開催する。

2 令和6年度の議会報告会

本市議会は、投票率の低下や市議会議員一般選挙が無投票であったといった課題を抱えている。この課題を解決するためには、議会とは何かを市民にしっかりご理解いただき、多様な人材の議会への参画を推進していくことが重要である。特に、将来の地方自治を担う子どもたちが、住民自治の根幹をなす地方議会への関心を高め、理解を深めるために、議会が主権者教育に主体的に取り組んでいく必要がある。

このため、今年度の議会報告会では、高校生に議会へ係わることで政治を身近に感じてもらい議会や議員の活動、議会の仕事を知ってもらうことで、議員のなり手不足問題の打開策につなげていく機会とする。また、高校生が市政について考える機会を提供することを目的に次のテーマで開催する。

令和6年度議会報告会テーマ

「高校生との意見交換会」

高校生を対象に、主に意見交換を目的として議会報告会を開催する。

議会報告では、議会の仕組みと、市民意見を政策提言につなげるプロセスについて報告する。意見交換では、参加者からグループごとのテーマに基づいて意見を聴取する。聴取した意見は、整理・分類して、議員間での議論の中で熟慮し、今後の予算要望や事業提言といった政策提言に向けた議会の取り組みに活かしていく。

3 議会報告会の日時・会場

	議会報告会①	議会報告会②	議会報告会③
対 象	麗澤瑞浪高校 会議室 3年生 42名	中京高校 視聴覚室 3年生 58名	瑞浪高校 ガイダンス室 3年生 22名
日 時	12月3日(火) 11:00~11:50	12月12日(木) 10:20~12:10	12月13日(金) 8:50~9:40
場 所	麗澤瑞浪高校	中京高校	瑞浪高校

4 次第

議会報告会：50分授業（麗澤瑞浪高校、瑞浪高校）（司会進行：担当者、記録：担当者）

- 1) 開会あいさつ …………… 1分（担当者）
- 2) 議員紹介 …………… 3分（全議員）

- | | | |
|-----------------------------------|-----|-------------|
| 3) 趣旨・進行説明 | 3分 | (担当者) |
| 4) 第1部 議会報告 | 5分 | (担当者) |
| (議会の仕組み、市民意見を政策提言につなげるプロセスについて) | | |
| 5) 議会報告に対する質疑回答 | 3分 | (担当者) |
| 6) 第2部 意見交換 (グループワーク) | 20分 | (各グループ) |
| 7) グループワークの全体共有 (発表) | 10分 | (各グループ代表) |
| 8) 議会に対する質疑回答 | 4分 | (担当者) |
| 9) 閉会あいさつ (まとめ、謝辞) | 1分 | (担当者) |

議会報告会：100分授業 (中京高校) (司会進行：担当者、記録：担当者)

- | | | |
|-----------------------------------|-----|-------------|
| 1) 開会あいさつ | 1分 | (担当者) |
| 2) 議員紹介 | 3分 | (全議員) |
| 3) 趣旨・進行説明 | 3分 | (担当者) |
| 4) 第1部 議会報告 | 8分 | (担当者) |
| (議会の仕組み、市民意見を政策提言につなげるプロセスについて) | | |
| 5) 議会報告に対する質疑回答 | 5分 | (担当者) |
| 6) 第2部 意見交換 (グループワーク) | 30分 | (各グループ) |
| 休憩 | 10分 | |
| 7) 意見のまとめ | 15分 | (各グループ) |
| 8) グループワークの全体共有 (発表) | 25分 | (各グループ代表) |
| 9) 議会に対する質疑回答 | 8分 | (担当者) |
| 10) 閉会あいさつ (まとめ、謝辞) | 2分 | (担当者) |

5 議会報告・意見交換にあたっての基本的な姿勢

議会報告会は市議会が主催し、かつ、合議機関として決定及び確認事項に基づき報告するものであり、会派や議員個人の見解を述べる場ではない。従って、質問・意見に対して答弁を求められた際には、議会としての考え方や議論の経過などについて、説明責任を果たすよう努めるものとする。

また、執行機関の立場と混同した捉え方をされぬように十分留意し、執行機関の立場での説得的な説明・答弁等は避けるものとする。

6 議会報告

- | | |
|---------|-------------------------------------|
| 1) 報告内容 | 議会の仕組みと、市民意見を政策提言につなげるプロセスについて説明する。 |
| 2) 報告者 | 報告内容は、予算決算委員長と議会広報広聴委員長に一任して報告する。 |
| 3) 報告原稿 | 報告の準備・配布資料の作成等は、議会広報広聴委員会が行う。 |
| 4) 質疑応答 | 報告者は議会報告後に参加者からの質疑を受け付け、回答する。 |

7 意見交換 (グループワーク)

1) テーマ 「高校生との意見交換会」

- ・ 瑞浪駅北複合施設を利用したくなる施設にするためには
- ・ 瑞浪市を住みたいと思える魅力的なまちにするためには
- ・ 高校生が考える人口減少対策
- ・ 政治に興味を持つためには

2) 進め方

- ①意見交換は、高校生と議会が課題を共有する場と位置づけ、聴取した質問・意見・要望（以下「高校生意見」という。）は、議会内での議論や政策形成につなげていく。したがって、より多くの高校生意見を聴取することに重点を置き、個別事案の説明に長時間を割くことや意見に対して否定するような態度は避け、基本的に「高校生の意見をお聴きする」という立場で臨むものとする。
- ②グループごとに議員 2 人～3 人を配置し、進行と記録をそれぞれ受け持つこととする。
- ③参加者を 5～8 人程度のグループに分ける。別紙による質問事項に対し、1 質問についてグループ内の一人ひとりが意見を付箋に記載して模造紙に添付し、発表してもらう。発表は 1 人あたり 1～2 分程度とする。
- ④実現できそうな意見に対して議員の立場でアドバイスする。
- ⑤より多くの高校生が発言できるよう運営に配慮する。
- ⑥参加者の個人情報等に十分に配慮するものとし、特に参加者自らが言及した氏名、立場以外の呼称等は発言しないものとする。

3) 応答

- ①参加者から議員個人の考えを求められた場合は、議会の構成員として良識ある言動に努めるものとする。
- ②市側に対する質疑については基本的には応じないが、意見等については市側に伝える。

8 班編成

1) 編成方法

1 班 5 名～8 名＋議員 2 名～3 名で、役割分担は各班で調整を行う。

※別紙 令和 6 年度議会報告会（高校生） 班編成及び担当割一覧

2) 役割分担 別紙「令和 6 年議会報告会（高校生） 進行及び分担について」のとおり。

9 準備・記録・会場報告

1) 開場前

- ①会場設営は参加議員が協力して行う。
- ②担当班は、それぞれ打ち合わせを行い、過去の議会報告会の問題点、反省点を可能な限り修正する。
- ③日程を定め、事前にリハーサルを行う。

- 2) 開会中 全体において音声を記録する。意見交換時は各班において市民作成の付箋に追加すべき内容を、記録担当議員が付箋に記録して模造紙に添付し、最終の状況の写真撮影をして記録とする。
- 3) 閉会后 ①参加議員は、各会場の運営上の課題や問題点を記録し、当日の記録・まとめを担当する議会広報広聴委員が記録する。
②当日の記録・まとめを担当する議会広報広聴委員は、速やかに会場毎の報告書を作成する。
- 10 来場者アンケートの実施
- 1) アンケート 来場者アンケートを実施する。アンケートの内容は次に掲げる項目とする。
①議会報告会の感想・評価
②自由意見・その他、必要な事項
- 2) 作成 議会広報広聴委員会がアンケートを作成する。
- 3) 集計・分析 ①後日アンケートフォームによりご回答いただく。
②議会広報広聴委員会にてアンケートの集計、分析を行う。
③議会広報広聴委員会は、アンケートの記載内容を一読し、その後に開催する議会報告会の運営に反映すべき事項があれば申し送る。
- 11 報告書の作成
- 全体報告 ①議会広報広聴委員会は、開催に関する記録を残し、また次回以降の参考とするため、議会報告会報告書を作成し、議長に提出する。
②議会報告会報告書には、総括、開催要領、会場毎報告書、アンケート集計・分析結果、写真その他、必要な事項を記載する。
- 12 市民意見の取り扱い
- 1) 整理 ①議会広報広聴委員会は、報告会での市民意見及びアンケートに記載された意見を整理し、内容を要約してまとめたものを議長に提出する。
- 2) 対応 ①議長は、市民意見等に対する対応を、市議会の機関に指示する。
②必要に応じて議員間で議論し提言、要望につなげていく。
③質問事項などへの回答は、基本的にホームページにて公開する。
- 13 記録・資料の公開
- 1) 公開範囲 ①市議会の姿勢、議会報告会への取り組み、市民意見への対応状況を市民に明らかにするため、議会報告会に関する記録・資料は原則として公開する。
②市民意見等への対応状況は、可能であれば処理経過を公開する。
③議会報告会参加者に対して、会場での発言、写真、アンケート記載内容を公開することについて、意見交換前に説明し、了解を得る。
- 2) 公開方法 記録・資料は、みずなみ議会ちゃんねる。及び市議会ホームページその他の方

法で公開する。

14 広報宣伝

1) 広 報

- 【議会報告会】
- ①各校へ参加依頼を行う。
 - ②事前に人数を把握する。

2) ホームページ 瑞浪市サイト内市議会ホームページに随時、事前情報を掲載する。

- ①掲載範囲 開催案内、開催要領、チラシ。
- ②掲載時期 公開できる情報がまとまり次第、掲載する。

3) その他 ①記者クラブに情報提供する。